

京都市告示第 98 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成27年4月10日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
岩倉中河原公園	左京区岩倉中河原町67	告示の日

(建設局北部みどり管理事務所)